

令和２年度 第５回

三郷市都市計画マスタープラン策定協議会

（１）全体構想について

別冊資料 １－２

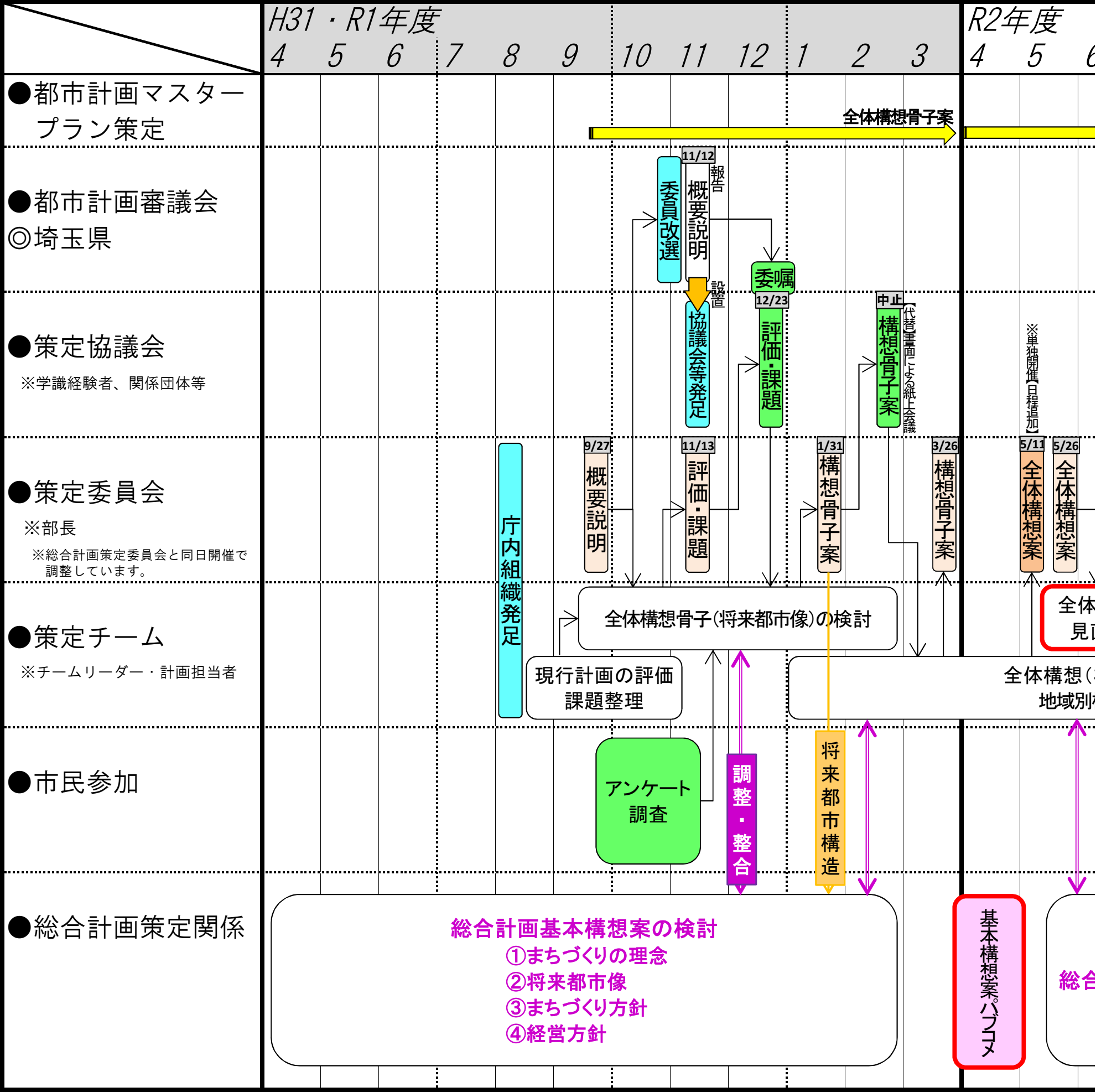
（ 内 容 ）

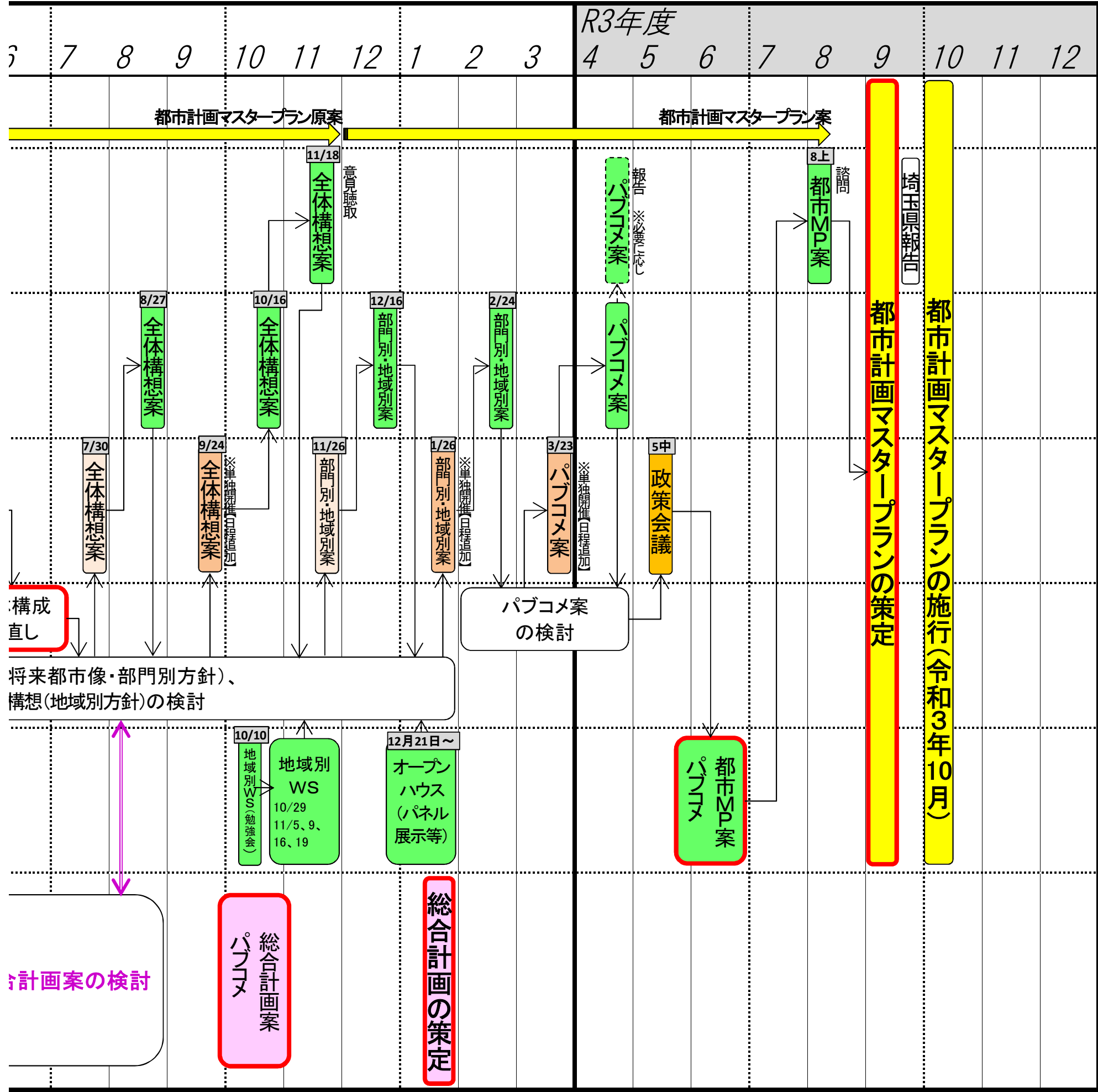
- ・ 策定スケジュール
- ・ 策定に係る会議一覧
- ・ 策定の概要
- ・ ご意見への調整状況（策定協議会）
- ・ 事務局の調整状況

目次

- スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 策定に係る会議一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 策定の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ご意見への調整状況（策定協議会）・・・・ 1 1
- 事務局の調整状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5

都市計画マスタープラン（MP）策定事業 スケジュール





都市計画マスタープラン策定に係る会議等一覧

R2.12.8 現在

	開催回	議題	内容	主なポイント
令和元年度	◆第1回 策定委員会 令和元年 9月27日	(1) 策定方針及び策定体制	・都市計画マスタープランの策定の主旨・視点、計画の構成、策定体制について説明。	●都市計画マスタープランについて理解を深めていただき、現況・課題に対する意見を頂く。
		(2) 現状と課題	・現計画の構成、現況整理、課題について、各課ヒアリングの実施について説明。	
	◆第2回 策定委員会 令和元年 11月13日	(1) 策定における作業方針	・令和元年度スケジュールと、事務局、策定チーム、策定委員会における作業の進め方について説明。	●全体構想骨子案、部門別まちづくりの構成案について意見を頂く。
		(2) マスタープラン構成案の検討	・全体構想素案、将来都市構造図見直し案、部門別まちづくりの方針案を説明。	
		(3) 関係各課ヒアリングについて	・事務局案について、今後関係各課にヒアリング等を実施。	
	●第1回 策定協議会 令和元年 12月23日	(1) 策定方針及び策定体制	・都市計画マスタープランの策定の主旨・視点、計画の構成、策定体制について説明。	●都市計画マスタープランについて理解を深めていただき、現況・課題に対する意見を頂く。
		(2) 現状と課題	・現況と課題について意見、助言を頂く。	
		(3) 庁内組織による各施策の検討状況	・現計画の施策について庁内でヒアリングを実施中であり、次回以降に意見頂くことを説明。	
	◆第3回 策定委員会 令和2年 1月31日	(1) 第1回策定協議会意見	・主な意見、回答について報告	●将来都市構造案と拠点の位置づけについて意見を頂く。
		(2) アンケート調査結果	・アンケート結果について報告と意見聴取	
令和2年度		(3) 現行計画の評価	・部門別まちづくりにおける各課ヒアリングの状況報告	
		(4) 全体構想骨子素案	・将来都市構造と、拠点の位置づけについて説明と意見聴取	
	●第2回 策定協議会 令和2年 2月26日	(1) アンケート調査結果	・アンケート結果について報告し、意見を頂きます。	●全体構想骨子案、部門別まちづくりの構成案についてご意見を頂く。
		(2) 現行都市マスのまちづくりの進捗状況	・現計画策定以降のまちづくりの進捗について報告。	
		(3) めざすべき将来都市像	・めざすべき将来都市像について意見、助言を頂きます。	
		(4) 部門別まちづくり	・部門別まちづくりの構成案について意見を頂きます。	
	→中止し、紙上会議に変更			
	◆第4回 策定委員会 令和2年 3月26日	(1) 第2回策定協議会意見	・第3回策定委員会以降の作業の進捗状況の報告	●全体構想骨子素案についての進捗状況の報告とスケジュール案について報告
		(2) 今後の策定スケジュール	・紙上会議の実施状況と意見について報告	
			・新型コロナウイルスの影響によるスケジュールの見直しについて説明	
令和2年度	◆第5回 策定委員会 令和2年 5月11日	(1) 今後の策定スケジュール	・新型コロナウイルスの影響によるスケジュールの見直しについて説明	●部門別まちづくり構成案案についての意見聴取と、進捗状況の報告
		(2) 部門別まちづくり構成案	・部門別まちづくり構成案の説明と意見聴取、進捗状況の報告	
	◆第6回 策定委員会 令和2年 5月26日	(1) 部門別まちづくり構成案	・部門別まちづくり構成案の説明と意見聴取、進捗状況の報告	●部門別まちづくり構成案案についての意見聴取と、進捗状況の報告
		→中止し、紙上会議に変更		
	◆第7回 策定委員会 令和2年 7月30日	(1) 部門別まちづくり構成案	・部門別まちづくり構成修正案の説明と意見聴取、進捗状況の報告	●部門別まちづくりの庁内調整案について意見聴取、進捗状況の報告
	●第3回 策定協議会 令和2年 8月27日	(1) 策定スケジュールについて	・新型コロナウイルスの影響によるスケジュールの見直しについて説明	●全体構想素案について意見聴取と、進捗状況の報告
		(2) 全体構想について	・全体構想素案の説明と意見聴取、進捗状況の報告	※主に、まちづくりの目標と部門別まちづくりの方針についての意見聴取
令和2年度	◆第8回 策定委員会 令和2年 9月24日	(1) 部門別まちづくり方針案	・部門別まちづくり方針案の説明と意見聴取、進捗状況の報告 ①土地利用の方針 ②道路交通体系整備の方針 ③社会基盤施設の方針 ④防災・減災まちづくりの方針 ⑤みどり・景観まちづくりの方針 ⑥生活充実まちづくりの方針	●部門別まちづくり方針の庁内調整案について意見聴取、進捗状況の報告
	→中止し、紙上会議に変更			
令和2年度	●第4回 策定協議会 令和2年 10月16日	(1) 全体構想素案について	・部門別まちづくりの方針の修正事項の報告 ①土地利用の方針 ②道路交通体系整備の方針 ③社会基盤施設の方針 ④防災・減災まちづくりの方針 ⑤みどり・景観まちづくりの方針 ⑥生活充実まちづくりの方針	●全体構想素案について意見聴取
		(2) 地域別ワークショップの開催について	・地域別ワークショップ開催についての周知	

	開催回	議題	内容	主なポイント
令和2年度	地域別ワークショップ【勉強会形式】 令和2年 10月10日 →台風により中止	○都市計画や地域まちづくりについて	・都市計画、地域まちづくりについて説明し、都市マスや地域まちづくりについて市民に理解や関心を深めていただきます。	
	地域別ワークショップ 令和2年 10/29：東和地域 11/5：北部地域 11/9：彦成地域 11/16：早稲田地域 11/19：中央地域	○地域ごとのまちづくりの課題、将来イメージについて	・地域ごとにグループワークを行い、地域ごとの課題や、地域住民が考える将来像について意見を収集し、地域別構想等に反映を行います。	
	都市計画審議会 令和2年 11月19日	全体構想素案	・全体構想素案について意見聴取。	
	◆第9回 策定委員会 令和2年 11月26日	(1) 全体構想について (2) 地域別構想について	・全体構想案の説明と意見聴取。 ・全体構想案を受けた、地域別まちづくりの方針の構成案について意見聴取 ・地域別ワークショップの開催報告	●全体構想案、地域別構想、 についての意見聴取と、進捗状況の報告
	●第5回 策定協議会 令和2年 12月16日	(1) 全体構想について (2) 地域別構想について	・全体構想案を説明し意見、助言を頂きます。 ・地域別構想の構成案、地域別ワークショップ結果等について意見、助言を頂きます。 ①彦成地域 ②北部地域 ③早稲田地域 ④中央地域 ⑤東和地域	●第5回の意見をもとに、都市マス案を作成。
	オープンハウス (パネル展示等) 令和2年12月21日～令和3年3月28日	○都市マス全体構想素案 ○地域別ワークショップ結果	・都市計画マスタープラン全体構想素案について(土地利用の状況、将来都市構造、部門別方針図等) ・地域別ワークショップ結果	●地域別ワークショップの結果公表と、全体構想素案について公表し、都市マスを周知。
	●第10回 策定委員会 令和3年 1月26日	○都市マス原案の検討	・第9回までの内容を取りまとめた都市マス素案について、地域別ワークショップ、パネル展示等の市民意見等を反映した見直し案の説明と意見聴取。	●第10回の意見をもとに、都市マス原案を修正。
	●第6回 策定協議会 令和3年 2月24日	○都市マス原案の検討	・都市マス原案について、意見、助言を頂きます。	●第6回の意見をもとに、パブコメ案を作成。
令和3年度	◆第11回 策定委員会 令和3年 3月23日	○パブコメ案の検討	・パブリックコメント案について意見聴取。	●パブコメ案についての意見聴取
	●第7回 策定協議会 令和3年4月中旬	○パブコメ案の検討	・パブリックコメント案についての意見、助言をいただきます。	●第7回の意見をもとに、パブコメ案を修正し、パブリックコメントを実施。
	都市計画審議会 令和3年4月下旬 (必要に応じ開催)	○パブコメ案について	・パブリックコメント案についての意見、助言をいただきます。	●第7回策定協議会の意見を反映したパブコメ案を報告。
	パブリックコメント手続き 令和3年5月～ 令和3年6月	○都市マス案について	・都市マス案について市民に意見聴取を行います。	
	都市計画審議会 令和3年8月下旬	○都市マス案について(諮問)	・都市マス案についてのパブリックコメントの結果を踏まえ、修正等を行った案について諮問を行います。	●答申後、策定予定。 (策定予定：令和3年9月)

策定委員会	策定協議会	市民参加	都市計画審議会
-------	-------	------	---------

都市計画マスタープラン策定の概要

新たな都市計画マスタープランの策定に際し、“まちづくりの目標”である「将来都市像」は、第5次三郷市総合計画と共有することとしております。

「将来都市像」につきましては、現行計画から変更がございませんので、新たな都市計画マスタープランにおける基本的な取り組みについては、現行計画を継承しつつ、社会情勢の変化や新たなニーズを捉え、施策の充実化を図る方向での検討を進めてまいりました。

この資料は、全体構想案について、現行計画との比較の観点から主な事項をまとめたものとなります。

頁	項 目	適用
—	—	現行計画では改訂について記述していましたが、新たな計画の策定においては必要ありません。
7	社会・経済情勢	現行計画は一文で記述していましたが、6項目の分野に分け記述しました。
16	まちの特性と課題	社会情勢の変化を踏まえ、項目の新設や統廃合と併せ、全体的な表現の調整を行いました。
20	(2) まちづくりの目標	第5次三郷市総合計画基本構想における「まちづくりの方針」に基づき、都市計画の視点により都市計画マスタープランにふさわしい、4つの「まちづくりの目標」を設定しました。
24	(3) 将来都市構造 2) 拠点等の位置づけ	それぞれの拠点の有する機能に着目し検討した結果、3種の拠点として再編しました。
24	(3) 将来都市構造 2) 拠点等の位置づけ	産業振興地区はネットワーク軸に位置づけた路線のうち、都市計画道路の整備が完了していない一部の区域を、都市計画道路整備と面的な土地利用計画との連動性を重視する地区として位置付けました。
25	(3) 将来都市構造 2) 拠点等の位置づけ	防災減災意識の高揚や備蓄品の充実など防災・減災力の向上を図り災害に強いまちづくりを推進するため、市役所本庁舎、消防・防災総合庁舎及び防災・コミュニティ機能を有する複合施設の周辺を位置づけました。

現行計画	新たな計画案
(3) 改訂について ●計画の継続性 ●改訂の視点	—
≪三郷市をとりまく社会・経済環境≫	≪社会・経済情勢≫ ① 巨大災害の切迫 ② 人口減少と少子・高齢化 ③ 地球環境問題と食料・水・エネルギーの制約 ④ 情報社会への急速な進展 ⑤ SDGs の取り組み ⑥ 新たな生活様式への対応
≪まちの課題≫ ④ 地震・水害被害の低減 ① 少子・超高齢社会に対応した住環境整備の推進 ② 着実な都市基盤整備の推進と都市の活性化 ③ 土地利用の適正化に向けた誘導 ⑤ 地球環境等への負荷の低減	≪まちの課題≫ ① 地震や風水害への対応 ② 少子・超高齢社会に対応した住環境整備の推進 ③ 土地利用の適正化に向けた誘導 ④ 地球環境等への負荷の低減 ⑤ 公共施設やインフラの長寿命化【新設】
≪まちづくりの目標≫ ① 市民の生命と暮らしを守る安全で安心して住めるまち ② 水と緑を大切にした環境にやさしいまち ③ 都市基盤の充実した住みやすいまち ④ 魅力的で賑わいと活力のあるまち	≪まちづくりの目標≫ ① 都市基盤の充実した活力あるまちづくり ② 災害に強く安心して住めるまちづくり ③ 水と緑、優れた景観を活かした魅力的なまちづくり ④ すべての人にやさしい住み続けたいまちづくり
≪拠点等の位置づけ≫ ① 都市拠点（三郷中央駅周辺） ③ 複合都市機能拠点（新三郷駅周辺） ④ 地域拠点（三郷駅周辺） ⑤ 地域拠点（三郷南インターチェンジ周辺） ② 商業・業務・流通・工業拠点（三郷南インターチェンジ周辺）	≪拠点等の位置づけ≫ ① 都市交流拠点 ② 地域拠点 ③ 産業拠点
—	④ 産業振興地区
—	⑤ 防災減災核

頁	項 目	適用
25	(3) 将来都市構造 2) 拠点等の位置づけ	スポーツを通じた健康増進、観光やイベント等を活用したにぎわいの創出など、人が集う場所、情報を発信する場所として位置づけました。
26	(3) 将来都市構造 【将来都市構造図】	部門別まちづくりの方針(5) みどり・景観まちづくり方針に示した、みどり・景観まちづくりの方針図に緑のレクリエーション拠点を位置づけているため、将来都市構造図から削除しました。
27以降	部門別まちづくりの方針	社会情勢の変化を踏まえ、項目の新設や統廃合と併せ、全体的な表現の調整を行い、部門別まちづくりの方針を再編成しました。 新たに(3) 社会基盤施設の整備方針を設定しました。
31	(1) 土地利用の方針 1) 計画的で多様な機能を備えた市街地の形成 ③ 地域経済の活性化につながる魅力と活力ある市街地の形成 f) 複合利用地	産業振興地区を複合利用地に位置づけました。
32	(1) 土地利用の方針 2) 自然環境と調和したまちづくりの推進 ① 緑を活かした土地利用の創造 a) 環境調整地区	現行計画の田園創造地を環境調整地区に名称変更しました。
37	(2) 道路交通体系整備の方針 1) 道路体系の確立 ④ 安全・安心な道づくり	道路及び道路施設の維持修繕の方針を新たに加えました。
38	(2) 道路交通体系整備の方針 2) 安全・快適な歩行空間の形成 ⑤ 安全な歩行空間づくり	通学路を中心とした歩行者等の安全確保の方針を新たに加えました。
40	(2) 道路交通体系整備の方針 3) 交通体系の確立 ⑤ MaaSをはじめとする新たな交通システムの検討	IT技術の活用による新たな公共交通サービスの考え方であるMaaS(Mobility as a Service)への対応等について、新たに加えました。
—	(2) 道路交通体系整備の方針	現行計画の③駐車場・駅前駐輪場の整備については、少子高齢化の進行や公共交通へのシフト、自転車利用への期待などについて調整の結果、駐車場の確保については、方針から削除し、駅前駐輪場の整備については、他の項目に統合しました。
43	(3) 社会基盤施設の整備方針	市民生活の基盤となるインフラ施設である、上下水道、浄化槽、廃棄物処理施設等の整備方針を、新たに位置づけました。

現行計画	新たな計画案
—	⑥ レクリエーション核
将来都市構造に水と緑のレクリエーション拠点を位置づけていました。	—
≪部門別まちづくりの方針≫ (1) 市街地整備の方針 (2) 道路交通体系整備の方針 (3) 防災まちづくりの方針 (4) みどりのまちづくりの方針 (5) 景観まちづくりの方針 (6) 生活充実まちづくりの方針	≪部門別まちづくりの方針≫ (1) 土地利用の方針 (2) 道路交通体系の整備方針 (3) 社会基盤施設の整備方針【新設】 (4) 防災・減災まちづくりの方針 (5) みどり・景観まちづくりの方針 (6) 生活充実まちづくりの方針
f) 複合利用地 ・新三郷駅周辺や、三郷南インターチェンジ周辺においては、市民生活の多様なニーズに対応した産業・生活機能の形成を図ります。 ・武蔵野線や東京外かく環状道路（高速部：東京外環自動車道・一般部：国道298号）などの広域交通条件を活かし、魅力と活力ある新しい拠点形成を図ります。	f) 複合利用地 現行計画の複合利用地の位置づけ ＋ 産業振興地区の位置づけ
a) 田園創造地	a) 環境調整地区 都市型農業の推進や農地の保全、持続できる農業経営の実現、周辺環境との調和による営農環境の維持・保全の推進などを記述しています。
—	④ 安全・安心な道づくり 道路及び道路施設の維持修繕、道路施設の改良工事などを安全・安心に利用できる道づくりの取組みますを記述しています。
⑤ 自動車交通の規制・指導 ・学校周辺の通学路や商店街など、歩行者の安全確保を図る必要性が高い道路については、関係機関との協議の下に、自動車交通の規制指導に努めます。	⑤ 安全な歩行空間づくり 生活道路における、安全な通行を確保する区域「ゾーン30」の指定や緊急輸送道路における、危険なブロック塀等の除去の推進などの記述を加えました。
—	⑤ M a a Sをはじめとする新たな交通システムの検討 本市における、社会実験の導入や適合したシステム導入に向けた取り組みを記述しています。
③ 駐車場・駅前駐輪場の整備 ・違法駐車を防止し、円滑な道路交通を確保するため、事業所や店舗の協力を得ながら駐車場の確保に努めます。 ・駅周辺の放置自転車を解消し、歩行者の円滑な通行や緊急時の救助活動を確保するため、公設の駐輪場の整備や民間による駐輪場建設費への補助などに努めます。	—
—	(3) 社会基盤施設の整備方針 1) 上水道の整備方針 2) 下水道施設等の整備方針 3) 河川・水路の整備方針 4) 生活環境施設の整備方針

頁	項 目	適用
54	(4) 防災・減災まちづくりの方針 2) 風水害に強いまちづくりの推進 ② 台風等の強風対策の推進	台風等の強風による街路樹の倒木や外壁、屋外広告物等の被害も発生しており、強風対策が求められるため、新たに位置づけました。
56	(4) 防災・減災まちづくりの方針 4) 災害を見据えたまちづくりの取り組み ① 災害を見据えたまちづくりの取り組み	全国的に相次ぐ大規模の経験を経て、国土交通省では、被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき取り組みを解説した「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を策定しました。 このような背景のもと、都市計画マスタープランに新たな取り組みを明記するものです。
60	(5) みどり・景観まちづくりの方針 1) 地域にふさわしい景観の形成 ③ 屋外広告物の規制・誘導	良好な景観形成を促すため、屋外広告物の規制・誘導について方針を追加しました。
68	(6) 生活充実まちづくりの方針 1) すべての人にやさしいまちづくりの推進 ② 子ども子育て世代の生活環境に配慮したまちづくり	社会情勢の変化を踏まえ、子ども、子育て世代、高齢者、障がい者などに関する事項について、都市計画の視点から施策の充実を図りました。
68	(6) 生活充実まちづくりの方針 1) すべての人にやさしいまちづくりの推進 ③ 高齢者や障がい者が安心して生活できるまちづくり	
71	(6) 生活充実まちづくりの方針 3) 定住性の高いまちづくりの推進 ① 住宅施策の充実	人口減少や高齢化に伴い、本市においてもニーズが高まるであろう住宅施策に関する事項の充実を図りました。

現行計画	新たな計画案
—	② 台風等の強風対策の推進 街路樹や道路付帯設備、屋外広告物等の強風対策について記述しています。
—	① 災害を見据えたまちづくりへの取り組み 大規模災害を見据えた事前準備に取り組みを記述しています。 事前準備において、以下の項目について検討を行います。 ① 復興まちづくりの目標 ② 復興まちづくりの実施手法 ③ 復興まちづくりの進め方
—	③ 屋外広告物の規制・誘導 屋外広告物における規制について記述しています。 また、駅景観拠点である三郷中央地区と新三郷ららシティ地区の良好な景観形成を図る記述をしています。
—	② 子どもと子育て世代の生活環境に配慮したまちづくり 子どもが、すこやかに育つ生活環境の形成に向け、道路・公園・景観・子育て支援など総合的な観点から、子どもと子育て世代の生活環境に配慮したまちづくりを目指す、記述をしています。
—	③ 高齢者や障がい者が安心して生活できるまちづくり 高齢者や障がい者が安心して生活できるよう、バリアフリーを意識した住宅の整備、高齢者や障がい者に対する様々な支援体制などの取り組みを記述をしています。
—	① 住宅施策の充実 「住生活基本計画」の策定への取り組みや空き家の適正管理、利活用に向けた取り組みなどを記述をしています。

都市計画マスタープラン策定協議会での主なご意見・調整状況

表の見方（資料『全体構想案』に対応しています）		※調整状況の凡例
項 目	… 目次と連動しています	
頁	… 全体構想案のページを示します	
ご 意 見	… 委員の皆様からいただいたご意見です	
適 用	… ご意見に対する事務局のコメントです	
調整状況	… ご意見に対する事務局の調整状況です	
		1 … ご意見を計画に反映したもの
		2 … ご意見を反映するために調整中のもの
		3 … 現段階で計画への反映が難しいと考えるもの
		4 … ご意見としてお受けしたもの

第2章 全体構想 1 めざすべき将来都市像

1. めざすべき将来都市像

項目			ご意見
(1)まちづくりの視点	まちの特性④	12	文中に「商業拠点」「拠点形成」「拠点整備」と「拠点」と言う文言がでてきますが、P22(3)1)①で「拠点」が定義づけられ、2)で分類されています。これより前で「拠点」が使われるのは順序的にどうか。
	略年表	13	「早稲田団地入居開始」は昭和60年になっているが違うと思うので確認してほしい。
	まちの課題⑤	16	「まちの課題」としてインフラの長寿命化、公共施設の統合再編はこの都市でも重要な課題となっているが、これは人口の動向と関係が色々あって、単に長寿命化でいいのか、もっと積極的に言うと、要らないものを捨てたらという事かもしれない。
(2)まちづくりの目標	—	20	「まちづくりの目標」の後の記述のところで、どれに当たるのかわかりにくい。
	まちづくりの目標②	21	まちづくりの目標②で「災害に強く安心して住めるまちづくり」で「住める」を「暮らせる」の文言に変えた方が良いのではないか等の議論がありました。一つの考え方ですが、「安全で安心して住み暮らせるまちづくり」をめざすことが目標であるため、タイトルのには、「災害に強いまちづくり」あるいは「災害に強い安心安全なまちづくり」にしてはいかがでしょうか。
	まちづくりの目標③		自然環境を保全するとともに、水辺空間を生かした緑道、公園整備による水と緑にネットワークを形成し、美しく潤いのあるまちの形成を目指します。 ※文中に「農地」を挿入できません。 良好な景観形成による賑わい創出や、循環型社会の構築により魅力的なまちづくりをめざします。 ※文中に「循環型社会の構築」はまちづくりの目標④の文中の方が座りが良いと思いますが。

第2章 全体構想 2 部門別まちづくりの方針

(1)土地利用の方針

項目			ご意見
1)計画的で多様な機能を備えた市街地の形成	①良好な住宅市街地の形成	29	今後の面整備等の将来の件だけではなく過去にできあがった地域の中で、三郷団地についての記述がなく、50年の歴史から今後10年の間には再構築せざるを得ないのではないかと考えている。 （松原団地は建替えを実行中）三郷団地について、市としての今後の考え方を明記（具体的になくて良いと思う）すべきと考える。

(2)道路交通体系の整備方針

項目			ご意見
4)魅力ある美しい道づくり	③歩きたくなる道づくり	41	具体的な方針の3つめ「歩きたくなる道づくり」について、趣旨としては「歩きたくなる」プラス「滞在する」とか少し交流して楽しむみたいなのところが、今公共空間のマネジメントのポイントになっていると思うので、単なる歩行者通路の充実ではなく、滞在して人が交流して楽しむみたいな部分をちょっとニュアンスとして加えて頂けると良い。

適用	調整状況	委員名
意見を踏まえ、P12のまちの特性④に反映しました。	1	澁谷浩行委員 (第4回)
みさと統計書を確認し正確な内容に修正しました。	1	村岡委員(第4回)
(調整中) 関連計画との調整を要するため、現段階では当案の通りとしています。	2	遠藤委員(第3回)
(調整中) まちづくりの目標と部門別まちづくりの方針の関連性がわかる体系図を作成しています。	2	富岡委員(第4回)
まちづくりの目標②では、「住む」というキーワードは、第5次総合計画基本構想における将来都市像の理念として掲げられておりますので、当案の通りとします。	3	安書委員(第4回)
(調整中) 関連計画との調整を要するため、現段階では当案の通りとしています。	2	澁谷浩行委員 (第4回)
生活充実まちづくりの方針にあります、環境に配慮したまちづくりの推進と連動性がありますので、現段階で当案の通りとしています。 なお、まちづくりの目標と部門別まちづくりの方針の関連性がわかる体系図を作成しています。	2	澁谷浩行委員 (第4回)

適用	調整状況	委員名
(調整中) P29のC) 集合住宅地へのみさと団地の記載について、現在UR都市機構と協議を進めており、方針を示していく予定です。 ※(UR都市機構に下記の記述案で協議中) ・みさと団地や、早稲田団地等の大規模住宅団地では、少子高齢化と人口減少の急速な進展を背景として、高齢者等が安心して暮らし続けられるための住宅確保やバリアフリー化、暮らしを支えるコミュニティの維持・活性化、地域の持続可能性を高める都市機能の集約化などが求められています。	2	堀切委員(第2回)

適用	調整状況	委員名
意見を踏まえ、P41の③歩きたくなる道づくりに追加しました。	1	後藤委員(第4回)

(4)防災・減災まちづくりの方針

項目			ご意見
2)風水害に強いまちづくりの推進	①河川の治水安全度の向上	55	「c) 備える対策」の「市民の「自助」、「共助」による～」のところで、福祉でも「自助」「共助」「公助」それぞれを使いながら効果的に表現している。菅総理の「自助」発言に対する非常に強い風当たり等も考えて、もうちょっと表現を変えたほうが良いのかなと思う。 「c) 備える対策」の表現を見ると、要は“あなたたちの責任で備えてください”というようなニュアンスに受け止められる。要は行政と市民が一体となってどういうふうに備える対策をしていくのかというような表現をしたほうが良いのではないかな。 「自助」「共助」とくると、一つ抜けているのが「公助」で、「公助」を言葉として出しておくほうが良いと思う。どこでもそんなふうに3点セットで表現をしている。 「方針3 行政と市民が一体となった防災体制の推進」には「自助」「公助」「共助」と書いてある。去年の台風19号みたいに水の災害が増え、昨今、割と早めに避難する方向になっているが、コロナもあって避難したくてもできないなどの細かい部分は実際のところどうなのか、経験したことがなくわからないが、そういったところが表現できると良いのかなと思う。 「備える対策」の中の「公助」として、空振りになっても良いので、いかにして危険を早く市民に知らせるといったのがひとつの公共機関としての役割、それが公助に当たると私は考える。 「自助」「共助」という言葉が先に立つと、市民感情としてはどうか。例えば「公助」をセットにして説明をするとか、「自助」「共助」を別の言葉にするなど工夫されたほうが良いと思う。
3)行政と市民が一体となった防災体制の推進	—	55	「2) 具体的な方針」で書いてある内容と、タイトルに少し齟齬があると思う。タイトルに「行政と市民」とあるが、中身は民間業者や民間施設との連携、その地域企業との連携もこれからでてくると思う。タイトルは「行政と市民」だけではなくて「民間企業」を入れるか、「他主体連携」のような表記にするか検討してほしい。

(5)みどり・景観まちづくりの方針

項目			ご意見
4)緑と景観のまちづくりを支える意識の高揚	—	65	「三郷市みどりの基金」について説明をする必要性があるのではないかな。

(6)生活充実まちづくりの方針

項目			ご意見
—		67	「②レクリエーション核を活用したまちづくり」は、前ページの「(5)みどり・景観まちづくりの方針」の「みどり・景観まちづくりの方針図」にその核という言葉がなく「緑のレクリエーション拠点」という表現になっている。核と拠点の表現が他にも出てくるが、どう考えているのか。
		67	「コミュニティの創出」といった項目も必要では？交流拠点とも関連づけられる。
○基本的な考え方		68	一番最後に加筆していただきたい文章があります。 20年近く、三郷市で市民活動を行ってきました。その中で、三郷市においては、行政とNPOや市民活動との協働という考え方は確立されていないように思います。活動の中で日々切望しているのが、この点です。すべての人が住みやすく安心して暮らせる「まちづくり」にもつながっていくことと、思います。 「生活充実のまちづくり方針を推進するために、行政や地域の様々な課題解決にむけ、先駆性、専門性をもったNPOや市民活動団体と市との協働のあり方を模索し、市民と行政のパートナーシップによるまちづくり、みんなで支え合うまちづくりを目指します。」 文章中ほどの「共働き世帯の一般化、子育て世代における夫婦の協働」にある「協働」はこの字がふさわしいのかどうか。「協働」はお互いが得意な分野を力を出し合って一緒にやって何かをやるという事で、子育ての場合は好きなことだけをやるわけではない。「協力」だとちょっと弱いので、「共同」とか、私はこの字にして頂きたい。 「共働き世帯の一般化」にも若干違和感があって、「増加」くらいにしておいたほうが良いと思う。
3)定住性の高いまちづくりの推進	②多様なライフスタイルに対応した住宅・住宅地の環境整備	73	「建物の老朽化が進む大規模住宅」の「大規模住宅」部分は前回「大規模住宅団地」になっている。後の文章を読むと、団地の話である。大規模住宅等と大規模住宅団地では使い分けされているということなのか。
4)公共施設等を活用した魅力あるまちづくりの推進	①公共施設等の有効活用	74	「②公共施設等の有効活用」の4番目「関連団体との連携を図る中で～」というところで、「関連団体」という言葉はちょっと冷たい感じがするので、もう少し柔らかく表現したほうが良いんじゃないかな。「地域で活動している諸団体」とか、一般的には「他職種多種団体」など。 公共施設だけではなく、空き家、空き店舗についても活用を検討するということで「公共施設等」の「等」に含まれているものと思うが、後の文章がまだ「公共施設サービスをめざします」となっているので検討頂きたい。
■生活充実まちづくりの現況図		75	子育て支援施設で保育所が赤いマークで示してあるが、民間の認可保育園とか幼稚園についても現況で良いので、マーキングしておいたほうが、市民からすると同じ施設なので良いと思う。

適用	調整状況	委員名
(調整中) 関連計画との調整を要するため、現段階では当案の通りとしています。 今後、「自助」「共助」「公助」の定義について再整理しお示しします。	2	横内委員（第4回）
	2	村岡委員（第4回）
	2	遠藤委員（第4回）
	2	富岡委員（第4回）
	2	村岡委員（第4回）
	2	横内委員（第4回）
意見を踏まえ、P55の現況・課題に記載しました。 なお、市内事業者等と災害時応援協定を締結しているため、締結先の事業者一覧の掲載を検討しています。	1	後藤委員（第4回）

適用	調整状況	委員名
この箇所に限らず、専門用語については、注釈を記載します。	1	村岡委員（第4回）

適用	調整状況	委員名
(調整中) 現在案のみどり・景観まちづくりの方針図は、暫定的に緑の基本計画における緑の将来像図から引用しているため、レクリエーション核を表示していません。	2	村岡委員（第4回）
(調整中) 地域別ワークショップにおいて、コミュニティの創出について意見がありましたので、記述を検討しています。	2	後藤委員（第2回）
意見を踏まえ、P67の基本的な考え方に記載しました。 なお、NPOや市民活動団体の表現を、市民と事業者に置き換え表現しました。	1	工藤委員（第3回）
協働の表現については、計画担当者と協議し当案の通りとしています。 なお、「共働き世帯の一般化、子育て世代における夫婦の協働」の表現について、計画担当者で検討中。	3	工藤委員（第4回）
意見を踏まえ、P67の基本的な考え方に記載しました。	1	後藤委員（第4回）
(調整中) 現在案は暫定的に「大規模住宅」としています。 UR都市機構と調整を要する事項のため引き続き検討します。 ※（UR都市機構に下記の記述案で協議中） ・市内の大規模住宅は、住民の高齢化が進んでおり、今後再生に関する検討が必要となっています。高齢者世帯に加えて、子育て世帯の支援の充実を図ることを含め、地域の医療福祉拠点化の推進に向けて、時代のニーズに合った一体的なまちづくりについて、関係機関などと連携を図りながら検討します。	2	澁谷浩行委員（第4回）
総合計画を始めとする関連計画における、表現の統一性の整合を図るため「関係団体」と修正しました。	3	村岡委員（第4回）
意見を踏まえ、P73の方針4公共施設等を活用した魅力的なまちづくりの推進に反映しました。	1	後藤委員（第4回）
意見を踏まえ、P75、76の生活充実まちづくりの現況図に反映しました。	1	後藤委員（第4回）

都市計画マスタープラン全体構想 事務局における調整状況

表の見方（資料『全体構想案』に対応しています）			※調整状況の凡例 1 … 計画に反映したも 2 … 計画に反映するた 3 … 現段階で計画への
案目次	…	目次と連動しています	
頁	…	ページを示します	
検討事項	…	事務局で検討している内容です	
調整状況	…	検討事項に対する調整状況です	
適用	…	検討事項に対する見解です	

案目次	頁	項 目	検討事項
(2)道路交通体系整備の方針	39	方針3 交通体系の確立	以下の方針3の序論を全体的に右記のとおり修正する 全ての人々が自由に移動できる環境づくりに向けて、公共交通機関が相互に連携した「使いやすい」、「分かりやすい」公共交通サービスをめざします。 「地域が支え、育てる」持続可能な公共交通ネットワークの確立をめざします。
(2)道路交通体系整備の方針	40	⑤MaaSをはじめとする新たな交通システムの検討	項目名を右記の修正案を検討する。
(2)道路交通体系整備の方針	40	⑤MaaSをはじめとする新たな交通システムの検討	方針について右記の修正案を検討する。
(2)道路交通体系整備の方針	40	⑤MaaSをはじめとする新たな交通システムの検討	MaaSの注釈を右記のとおり修正する。
(2)道路交通体系整備の方針	42	【道路交通体系整備に方針図】	将来道路網構想と整合を図り構想路線部分の検討を要する。
(3)社会基盤施設の整備方針	43	社会基盤施設の整備方針	合併浄化槽の方針を(4)生活環境施設の整備方針から(2)下水道施設等の整備方針に組み替える。 理由として、合併浄化槽は下水道と同様に生活雑排水の流入を防ぎ、河川水路の水質汚濁を防ぐ施設であるため。
(3)社会基盤施設の整備方針	44	基本的な考え方	基本的な考え方の記述を右記の修正案を検討する。
(3)社会基盤施設の整備方針	45	方針2 下水道施設等の整備方針	クリーンライフ課より、序論の三郷市環境基本計画を生活排水基本計画へ記述変更の依頼あり。
(3)社会基盤施設の整備方針	48	方針4 生活環境施設の整備方針	序論の河川の水質汚濁の防止の記述について、合併浄化槽の方針が下水道施設等の整備方針に移行したため削除する。
(4)防災・減災まちづくりの方針	53	d)避難路・緊急輸送道路等の整備	緊急輸送道路の代替機能として水上交通を確保する記述とする。
(4)防災・減災まちづくりの方針	54	方針2 風水害に強いまちづくりの推進	以下の方針2の序論を全体的に右記のとおり修正する。 地域特性を考慮した治水対策を進め、水害に強いまちづくりをめざします。
(6)生活充実まちづくりの方針	73	方針3 定住性の高いまちづくりの推進	②多様なライフスタイルに対応した住宅・住宅地の環境整備の多様なライフスタイルへの志向性の表について記述を検討する。

の

め調整中のもの

反映が難しいと考えるもの

調整状況	適 用	備考
1	全ての人が自由に移動できる環境づくりに向けて、公共交通機関が相互に連携した「使いやすい」、「分かりやすい」公共交通ネットワークを実現と併せ、「公共交通は地域が支え・育てるものである」という意識の醸成を図り、持続可能な公共交通サービスの確立をめざします。	都市デザイン課
2	⑤MaaSの検討	都市デザイン課
2	(調整中) 交通弱者の救済、交通渋滞の解消や環境問題への対応、省エネルギー型社会の形成など、さまざまな交通をめぐる課題に対して、M a a Sによる、オンデマンド交通や自動運転車などの開発、研究が進められています。	都市デザイン課
1	MaaS：出発地から目的地まで、利用者にとって最適な移動経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービスのこと。	都市デザイン課
2	(調整中)	都市デザイン課
1	(2)下水道施設等の整備方針 ①下水道の整備推進による生活環境の向上 ②下水道管等の耐震化・老朽化対策の推進 ③合併浄化槽の普及促進	都市デザイン課
2	(調整中) 社会基盤施設は、快適な市民生活を支える役割から、どのようなときも適正に機能することが求められます。それぞれの施設につき、管理者が適切な運営や経営、維持管理やストックマネジメントと併せ、廃棄物の減量化や資源化の推進と併せ、安全安心で、生活環境配慮した住みやすいまちづくりを目指します。	都市デザイン課
1	生活排水基本計画に記述を変更	都市デザイン課
1	記述を削除した。	都市デザイン課
1	緊急輸送路が寸断された場合の対策として、江戸川の浚渫工事と、三郷緊急用船着場や防災坂路を活用し、緊急輸送路の代替機能としての水上交通確保に努めます。	都市デザイン課
1	地球温暖化などの気候変動にともなう自然災害の増加や強大に対応した、地域特性に応じた治水対策の推進と、関係法令に基づく許可や助言などを通じ、建築物や屋外広告物等の安全性確保により、風水害に強いまちづくりをめざします。	都市デザイン課
2	(調整中)	都市デザイン課